

令和3年12月28日

桑名市播磨西部地区画整理事業に係る
環境影響評価方法書
についての住民意見と事業者の見解

意見件数	2件
提出者数	1名

(仮称) 桑名市播磨西部地区画整理組合設立準備委員会

●住民の意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価方法書に対する住民からの意見(次頁左欄)及びそれに対する事業者の見解(次頁右欄)は、次のとおりです。

意見 番号	意見者 番号	意見書	事業者の見解
1	1	<p>1. 区域について 蛸塚大溜から都市計画道路桑名北部東員線までの区域は、専ら市道の区域であり、事業主体は、桑名市となります。要約書3ページに「事業計画の内容」が記載されていますが、上記区域では、事業主体が桑名市である以上、この区域を本影響評価の対象とすることはできません。</p>	<p>ご質問の区間の市道の整備について、区画整理事業では、用地の整理及び造成を実施する計画となっております。現時点では、区画整理地内の扱いで、アセスの対象にも含めております。今後の協議により変更等がありましたら、対応してまいります。</p>
2	1	<p>2. 環境影響評価項目について 蛸塚大溜への平水事、濁水時の流入水量の評価が、どのようにされるのかわかりません。明確に願います。また、もし評価項目に予定されていないのであれば、項目の追加が必要です。</p>	<p>蛸塚大溜池については、水位計を設置して、通年の水位を計測いたします。その結果を踏まえ、工事中や供用後の予測・評価を環境影響評価準備書でお示しいたします。</p>

注) 意見書の内容は、文章及び誤字等の修正は行わずそのまま記載しています。